

すみだ福祉保健センターの指定管理者の指定について

1 指定する施設

すみだ福祉保健センター 墨田区向島三丁目36番7号

2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)

3 指定管理者の概要

名称 社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団

所在地 東京都墨田区向島三丁目36番7号

代表者 理事長 高野 祐次

(1)沿革 : 昭和63年10月 法人設立

(2)事業の実績

ア 障害者生活介護施設(はばたき福祉園・ひだまり)、身体障害者福祉センター、児童デイサービス施設(みつばち園・にじの子)の運営

イ 老人福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、高齢者福祉センター(梅若ゆうゆう館)の運営

ウ 健康増進、機能訓練事業の実施

エ こうめ・うめわか地域包括支援センターの運営

オ 墨田母子生活ホームの運営

カ 施設設備の維持管理(休日応急診療施設を含む。)

4 選定経過及び選定理由

(1)募集等について

すみだ福祉保健センターは、区民の福祉の増進と健康づくりに必要なサービスを総合的に提供するとともに、地域福祉の振興を図るために設置された多機能複合施設であり、経験豊かな専門スタッフを多数有する社会福祉事業団によって、施設の人材や設備を有効に活用し、発達に遅れのある幼児や児童、重度の障害者等の利用者に対して、区との密接な連携をもとに先進的で良質な福祉保健サービスを、安定的に提供していくことができることから、指定管理者の候補者として、非公募としたものである。

(2)選定経過

平成27年8月6日及び10月26日開催の墨田区指定管理者選定委員会において、評価票・事業計画書等の関係資料に基づき、要求水準を充たしているか等について審査した。

(3)選定理由

選定した事業者は、現在の指定管理者であり、審査結果のとおり、利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3つの項目ごとの審査の合計点において、高得点であった。以上のことから本事業者は「すみだ福祉保健センター」の設置目的に合致するとともに、着実な事業運営が期待できるため、指定管理者(候補者)として適格であると判断し、上記事業者を選定した。

5 事業計画の要点

(1) 管理運営の方針

すみだ福祉保健センターの指定管理者の運営については、公平・公正な運営を基本に、さらなる利用者サービスの向上を目指し、効果的な管理・運営に努めるとともに、公益性が高く、採算面で民間事業所が参入しにくい部分を担っていくなど、利用者の満足度を高める工夫をしていく。また、その運営にあたっては、スマイルホームすみだ、シルバープラザ梅若及びすみだステップハウスおおぞらと連携し、理学療法士、作業療法士、看護師など多様な専門性の高い人材を抱える事業団としての一体的な運営により、各事業における利用者サービスにその人的資源のさらなる活用を図る。

(2) 主な提案

ア 利用者サービスの向上

利用者一人ひとりの人格を尊重した質の高いサービスを、利用者の安全、安心を基本として提供していく。また、当期指定管理期間での実績や課題を踏まえ、全事業における事業内容や提供プロセスを見直し、更なるサービス向上を図る。

地域福祉の向上

区や関係機関と協力しつつ、地域での講座活動やボランティア、実習生の受け入れなどを通じて、地域の福祉への参加を促すことにより地域福祉の向上を図る。併せて地域福祉の取り組みを、ホームページ等を活用し、周知・広報活動に努める。

イ 効率的・効果的な施設の運営

指定管理料：353,693,000円

経営の改善

費用対効果を念頭に効率的な運営を行い、利用料収入を見込む事業については、増収に努める。併せてスタッフの専門性をさらに高めるため、専門的研修を充実させるとともに、職場内研修を体系的に整備するなど、職員の能力開発を図る。

情報の共有

墨田区社会福祉事業団が運営するステップハウスおおぞら、ひだまりでは、生活介護施設として同種の事業を行っていることから、共通研修や交流研修等を行い、それぞれが培っている情報を共有し、効率的な施設運営の相乗効果を図る。

ウ 事業計画の遂行能力

苦情処理体制

利用者又はその家族等からの苦情等については、職員との面談により不信感等の払拭に努めるとともに、すみだ福祉保健センター内の苦情申出機関や区、すみだ福祉サービス権利擁護センターを活用できることを周知し、適切に対応する。

危機管理体制

すみだ福祉保健センター消防計画及び様々な危機事象を想定した各施設の危機管理対応マニュアルを策定し、火災・天災時に備えている。各施設では、施設の特徴に合わせた避難訓練を毎月実施し、職員及び利用者の緊急時の体制整備に努めている。また、消防計画に基づき、本所消防署と連携し全館訓練を年1回実施する。

審 査 結 果

審査項目ごとの合計点による審査

6名の委員の採点の合計点によって審査を行った。

評価項目・細目及び配点	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
1 利用者サービスの向上 (38点×6人=228点)	169点
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか	
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか	
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か	
(4) 利用者の要望・意見等を聞くための手段と業務改善の取り組みがあるか	
(5) 先進的な事業の提案があるか	
(6) 地域福祉の進行に寄与する事業があるか	
2 効率的・効果的な施設の運営 (34点×6人=204点)	141点
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか	
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取り組みがあるか	
(ア) 人員の配置に工夫はみられるか	
(イ) 省資源、省エネルギーのための積極的な取り組みがあるか	
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか	
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取り組みがあるか	
(5) 利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取り組みは効果的か	
3 事業計画の遂行能力 (28点×6人=168点)	128点
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか	
(2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か	
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取り組みは十分か	
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか	
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	
合計点 (100点×6人=600点)	438点